

## 分掌変更役員退職金の未払いと分割支給

**役員**退職給与の損金算入時期は、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度というのが原則ですが、法人がその退職給与の額を分割払いつことにして、その支払いをした日の属する事業年度においてその支払額につき損金経理した場合には、その損金経理した事業年度に損金算入することを認める、との通達があります。

**他**方で、法人を退職していないが、役員の方で、分掌変更により、常勤→非常勤、取締役→監査役、役員報酬の半分以下への激減、などに該当するときは、実質的に退職したと同様の事情にあると認められるので、退職給与として法

人が支給した給与は損金算入できる、との通達もあります。ただし、この通達には、未払金等に計上したものは「支給した給与」には含まれない、との注書きがあります。

**で**は、その二つの通達の間隙を縫って、分掌変更退職金につき、未払金計上はしませんが、分割払いをすることにし、その支払の都度損金経理に計上したものは、損金算入が認められるのでしょうか。

**こ**のテーマを争点とする国税不服審判所の判決の公表が最近ありました。判決書にみる税務署の主張では、分掌変更退職金の分割払いを一概に否定していませんでした。

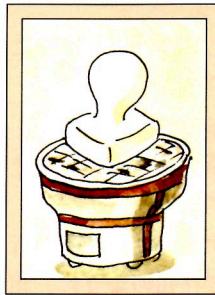
**分**掌変更退職金は一種の打ち切り支給特例としての在

職退職金なので、弊害防止の趣旨から、債務の確定だけではなく、実際の金銭等の支給を要求しているの、資金繰り等の合理的理由がある場合の一時的な未払金等への計上までも排除するものではなく、長期に亘る未払い、長期間の分割払いでなければ損金算入となる、との通達解釈をしていました。

**分**掌変更退職金についての未払経理や分割払いを原理的に否認するものではありませんでした。

**斟**酌すると、当初において短期的に分割払いにせざるを得ない合理的理由があり、分割払いの計画が事前に確定していて、事後にその通りに実行されており、それらのことが株主総会議事録等で確認できるなど、利益調整を目的とするものではないことの証しがハッキリしていればよい、と言えそうです。

1月、年明け早々法定調書など事務は繁多です。また、ご存知のように、復興特別所得税の課税で源泉徴収額表が新しくなります。内外共に問題山積のまま新しい年を迎えました。多事多難、試練のときではありますが、幸い、明るい兆しも見えております。「屠蘇注ぐや吾娘送り来し青年に 秋を」  
5日小寒。20日大寒。



可能な手段だけでなく、  
また安易な手段や  
誰もが考えつく手段だけでなく、  
困難な手段、不可能と思われるような  
手段まで考えておくことだ。

(イギリス政治家 チャーチル)

### 1月の税務メモ

#### (国 税)

- 12月分源泉所得税の納付  
特例適用者は7～12月の半年分
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

10日  
21日  
31日

(地方条例による)

#### (地方税)

- 12月分個人住民税特別徴収分の納付
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 給与支払報告書の提出
- 償却資産(固定資産)の申告
- 個人住民税の第4期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。